

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ビジネスモデルを「独自の革新的な技術で社会の要請に応える未来創造企業」とし、全てのステークホルダーから信頼される「人類の生存と発展に貢献する企業グループ」の実現に向け、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に総力をあげて取り組んでおります。

この取組みの一環として、当社は、コーポレート・ガバナンスを「ステークホルダーの持続的かつ中長期的な利益実現のために、経営を健全にし、効率化する仕組み」と捉え、経営意思決定の迅速化、ならびに経営責任および業務執行責任の明確化を図るとともに、独立性の高い社外役員を置く取締役会および監査役会のもと、経営の監視機能、コンプライアンス、リスクマネジメント、内部統制システムの強化を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は、2016年度を初年度とする6ヵ年の中期経営計画「Vista 2021」に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、その源泉となる研究開発を中心に積極的な投資を行います。また、ROEを最重視した経営を実践し、中長期的な株主価値の向上に取り組んでいます。

株主への利益還元につきましては、中期経営計画「Vista 2021」の後半3ヵ年のStage（2019年度から2021年度）に掲げた以下の2019年度目標を達成しました。

	(目標)	(2019年度実績)
配当性向	42.5%	42.8%
総還元性向	72.5%	75.1%

なお、Stage では、2020年度および2021年度において、配当性向45%維持に加え、総還元性向75%維持を目標に掲げ、その達成に向けて取り組んでおります。

【原則1-4 政策保有株式】

当社では、いわゆる政策保有株式に関して、次の事項を定めております。

(1) 政策保有に関する方針

政策保有株式については、毎年取締役会において、投資先企業との取引その他の関係の維持・強化等事業活動上の必要性、保有に伴う便益が資本コストに見合っているか、当社の中長期的な企業価値の向上に資するか否か等を総合的に検討しております。保有の合理性が認められない場合は、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却いたします。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使に関する方針

投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、その議案が当社の保有方針に適合するか、当該企業の中長期的な企業価値の向上、株主還元の向上に資するか等を全ての議案ごとに確認のうえ、賛否を総合的に判断し、行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員との取引その他の関連当事者間の取引を行う場合、会社および株主共同の利益を害することがないよう、各取引内容を調査し、法令および社内規則等に従い適正な手続きを遵守して適切に対応することとしており、取締役の競業取引や利益相反取引等の重要な取引については、取締役会での事前の承認と事後の報告を行っております。なお、当社には、主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）は存在しないため、主要株主との取引に関する手続は定めておりません。

【原則2-1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

当社の社是（価値観）、企業理念（存在意義）、コーポレートビジョンは次の通りです。

社是（価値観）:

- 「すぐれた技術と製品によって社会に貢献する」
- 「力をあわせてつねに新分野を開発し繁栄と福祉をはかる」
- 「創意と気魄に富み責任感あるものを尊重する」

企業理念（存在意義）:

- 「優れた技術と商品・サービスにより、環境との調和を図りながら、社会に貢献する」

コーポレートビジョン:

- 「人類の生存と発展に貢献する企業グループ」

【原則2-2 会社の行動準則の策定・実践】

当社の行動準則（CSR基本方針）は、次のとおりです。

- (1) 法令を遵守し、国際社会の一員として良識ある事業活動を行います

- (2) 有用で安全な商品とサービスを提供し、企業価値の増大を図ります
- (3) 無事故・無災害、そして地球環境の保全に積極的に取り組みます
- (4) ステークホルダーとの対話を重視し、適切に情報を開示します
- (5) 従業員の個性と人格を尊重し、健康を推進するとともに、明るく働きやすい職場を作ります
- (6) よき企業市民、よき社会人として行動します

【原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

当社は、「CSR基本方針」のもと、CSR委員会、リスク・コンプライアンス委員会、環境安全・品質保証委員会を設置しております。各委員会は、年度の活動総括および次年度の活動計画を審議し、取締役会の決議を経て決定された計画に従って活動しております。当社は、各委員会が連携しながらこのPDCAサイクルを確実に回すことにより、CSR活動の推進強化を図っております。

また、企業存続に関わる最重要課題を「コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメント、コンプライアンスの強化」としたうえで、「人々の豊かな暮らしに役立つ新たな価値の提供」「自社の事業基盤の強化」「レスポンシブル・ケア活動の継続的強化」に大別される、19項目のマテリアリティ(重要課題)を特定しております。さらに、当社の強みである「人材」「研究開発力」「財務基盤」を活かしながら、精密有機合成をはじめとする当社の5つのコア技術をもとに、「情報通信」「ライフサイエンス」「環境エネルギー」「基盤」の4事業領域で活動を展開し、マテリアリティへの取組みを推進することで社会とともに持続的に成長する、価値創造プロセスを提示しております。

さらに、ビジネスを取り巻く環境を考慮し、13項目の「グループ重要リスク」を選定しております。2019年度を初年度とするリスク対策3ヵ年計画を立案の上、リスクに関するPDCA管理を着実に実施しております。

CSRマネジメントの詳細は当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp/csr_info/index.html)に掲載しております。

【原則2-4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

女性の登用に関しては、2015年度末に7%であった女性総合職比率を、2020年度末までに10%まで引き上げることを目標に掲げており、具体的な施策として、新規学校卒業者の女性総合職採用比率30%と社内の各部門における女性の職域拡大に取り組んでおります。

また、外国人留学生採用にも積極的に取り組んだ結果、2017年4月以降、2020年6月までに5名が入社しております。

【原則2-5 内部通報】

当社では、社員等がリスク・コンプライアンス室、社外弁護士または社外監査役に対し、顕名または匿名で通報できる内部通報制度を設けており、通報を受けた場合には、その都度、監査役に内容を報告しております。取締役会の指名を受けたチーフ・リスクマネジメント・オフィサー(CRO)が内部通報制度を統括し、取締役会は、定期的に内部通報制度の運用状況についてリスク・コンプライアンス室から報告を受けて監督しております。

当社は、通報を行った者に対し、当該内部通報を行ったこと自体を理由として不利益な取扱いをいたしません。また、通報を行った者が自らコンプライアンス違反を犯していた場合、当該通報者は通報により免責されるものではありませんが、問題の早期発見、調査、解決に協力した場合、CROが特に認めたときは、当社は当該通報者を減免または免責とすることができることとしております。

当社は、上記の旨を社内において周知徹底しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金は、受益者への安定的な年金給付を将来に亘って行うため、外部専門家から意見を聴取したうえで、中長期的観点から政策的資産構成割合を策定しております。また、安全かつ効率的な積立金運用を目的とした基本方針を作成しており、当該方針を運用受託機関に提示したうえで、随時運用状況のモニタリングを行っております。さらに、当社財務部、人事部の担当役員および部長等、適切な資質をもった人材により構成される資産運用委員会において、毎年運用実績や利益相反が適切に管理されているか等、受給者保護の観点から健全に年金資金の運用状況が確認できる体制を構築しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 当社の経営戦略・経営計画

長期経営計画『Progress 2030』の実現に向けて、中期経営計画「Vista 2021」の後半3ヵ年にあたるStage (2019年度から2021年度)では、2021年のあるべき姿を「機能性材料および農業化学品事業が業績を牽引し、次の成長エンジンが生まれている」、「挑戦を楽しむ組織が実現し、多様な人材が目標に向かって能力を発揮している」、「事業活動を通じて、社会の持続的な発展に貢献している」としてあります。あるべき姿を実現するための基本戦略を、「成長の源泉となる製品の利益拡大」、「新製品創出力の強化」、「社会および市場の変化への対応力向上」として、次の数値目標の達成にむけて取り組んでおります。

2021年度(Stage 最終年度)数値目標

売上高 2350億円

営業利益 430億円

売上高営業利益率 18%以上 (2019年度実績 18.7%)

ROE(自己資本利益率) 16%以上 (2019年度実績 16.9%)

株主への利益還元

- 配当性向 45%維持 (2019年度実績 42.8%)

- 総還元性向 75%維持 (2019年度実績 75.1%)

「Vista 2021 Stage」の詳細は当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp/news_release/news/n2019_05_15b.pdf)に掲載しております。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

< コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 >

当社は、ビジネスモデルを「独自の革新的な技術で社会の要請に応える未来創造企業」と定め、全てのステークホルダーから信頼される「人類の生存と発展に貢献する企業グループ」の実現に向け、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に総力をあげて取り組んでおります。

この取組みの一環として、当社は、コーポレート・ガバナンスを「ステークホルダーの持続的かつ中長期的な利益実現のために、経営を健全にし、効率化する仕組み」と捉え、経営意思決定の迅速化、ならびに経営責任および業務執行責任の明確化を図るとともに、独立性の高い社外役員を置く取締役会および監査役会のもと、経営の監視機能、コンプライアンス、リスクマネジメント、内部統制システムの強化を推進しております。

< コーポレート・ガバナンスの基本方針 >

当社のコーポレート・ガバナンスの基本方針は、次の通りです。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利および平等性を実質的に確保するため、法令に従い適法・適正な対応を行うとともに、必要な環境を整備、維持してまいります。

す。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、ステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報および経営戦略・経営課題、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項などの非財務情報について、有用性の高い情報を法令に基づき、または、適宜必要に応じて適切に開示・提供するよう取り組んでまいります。

(4) 取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率等の改善に向けて、以下をはじめとする役割・責務を適切に果たしてまいります。

・当社グループのコーポレートビジョン「人類の生存と発展に貢献する企業グループ」を念頭に、持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に向けた戦略を構築し、その実行を推進いたします。

・内部統制システムやリスクマネジメント体制等、経営陣によるリスクテイクを支える環境を適切に整備してまいります。

・経営の迅速な意思決定・監督機能と執行機能を明確化することで双方の機能を強化してまいります。

・社外取締役・社外監査役をそれぞれ複数名選任し、外部の視点から経営の監視監督を行うことおよび第三者の知見を加えることで、経営の透明性、健全性、客観性を一層高めてまいります。

(5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、全てのステークホルダーから信頼される「人類の生存と発展に貢献する企業グループ」の実現に総力をあげて取り組んでおります。この取組みの一環として、当社は、株主を含むステークホルダーとの対話を重視し、適切に情報を開示します。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書後記の「 - 1. 機関構成・組織運営等に係る事項 [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

() 取締役会が取締役・監査役候補の指名と経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針と手続

(取締役・監査役候補の指名および経営陣幹部の選解任の方針)

取締役候補者の指名にあたっては、化学品・機能性材料・農業化学品・医薬品等の多様な分野の事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランスと多様性を考慮しております。また、心身ともに健康で、優れた人格と人望、高い見識と倫理観を有する人材を指名しております。

社内取締役候補者につきましては、上記の取締役候補者の指名の方針に加えて、各事業分野、経営企画、人事、財務・会計、研究開発、生産技術、環境安全・品質保証等について専門能力・知見等を有する人材を指名しております。

社外取締役候補者につきましては、上記の取締役候補者の指名の方針に加えて、多様なステークホルダーや社会の視点から、成長戦略やガバナンスの充実等について積極的に意見を述べ、問題提起や助言を行うことができる人材を指名しております。

監査役候補者につきましては、財務・会計・法務を含む専門分野を中心とした幅広い経験・見識があり、業務執行の監査に加え、公正・中立な立場で経営に対する意見・助言を行うことができる人材を指名しております。なお、監査役候補者の指名については監査役会の事前の同意を得ております。

経営陣幹部(代表取締役および役付取締役)につきましては、当社の経営戦略、経営計画を強いリーダーシップを発揮し迅速かつ適切に実行できる経験と能力を重視して選任しております。

経営陣幹部が以下に掲げる解任基準に該当した場合、解任の検討の対象としております。

- ・会社業績等の評価を踏まえ、その機能を十分発揮していないと認められる場合
- ・その職務執行において不正または重大な法令違反もしくは定款違反があった場合
- ・その他、職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合

(取締役・監査役候補者の指名および経営陣幹部の選解任に関する手続き)

1. 取締役・監査役候補者の指名および経営陣幹部の選任に関する手続き

(1) 役員選任の方針と手続きの妥当性および透明性を確保するとともに、社外取締役の関与と助言および監督を積極的に得るため、取締役会の任意の諮問機関として、取締役会の決議により選定される委員3名以上でその過半数を独立社外取締役で構成する「指名・報酬諮問委員会」を設置する。

(2) 代表取締役は、「取締役・監査役候補者の指名および経営陣幹部の選解任の方針」に則り、取締役・監査役候補者および経営陣幹部とするにふさわしい人物を選任し、その原案を策定する。

(3) 指名・報酬諮問委員会は、代表取締役が策定した原案について審議を行い、その意見を決定し、取締役会に答申する。

(4) 取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて審議を行い、取締役・監査役候補者および経営陣幹部案を決定する。(なお、取締役および監査役の選任は株主総会決議によって行われる。)

2. 経営陣幹部の解任に関する手続き

(1) 指名・報酬諮問委員会は、年に1回以上、当社の業績等を踏まえ経営陣幹部の評価を実施する。

(2) 上記評価において、経営陣幹部が「解任基準」に該当する場合には、指名・報酬諮問委員会は、かかる経営陣幹部について解任の適否を審議し、取締役会にその意見を答申する。

(3) 取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて審議を行い、経営陣幹部の解任の適否を決定する。

(なお、取締役および監査役の解任の決定手続きは、会社法の規定に従う)

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役および監査役の候補者の指名については、定時株主総会招集ご通知の参考書類により開示を行っておりますので下記をご参照ください。

第150回定時株主総会招集ご通知(https://www.nissanchem.co.jp/news_release/news/n2020_05_28a.pdf)

経営陣幹部の選解任については、適宜当社ホームページで開示しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と執行機能を明確化することで双方の機能を強化し、経営戦略の構築力・実現力の向上を図ることを方針としております。このような方針に基づき、取締役会は、経営に関する重要事項を決定しており、具体的な付議基準として、取締役会規則により、当社の規模等を考慮した金額基準等を設けて、自らが決定する範囲を明確化しています。取締役会は、取締役会規則により自らが決定すべき事項とされていない事項については、法令または定款上可能な範囲で、社内規則により、重要性に応じ経営会議等に委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社の社外役員の独立性判断基準は、次の通りです。

当社の独立社外役員（取締役および監査役）および独立社外役員候補者は、会社法上の社外役員の要件を満たすとともに次の独立性基準を満たすものとする。

- (1) 当社または当社子会社の業務執行者でなく、かつ、過去10年間（ただし、過去10年間のいずれかの時において、当社または当社子会社の非業務執行取締役または監査役であった者については、それらの役職への就任の前10年間）においても、当社または当社子会社の業務執行者でなかったこと。
- (2) 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）またはその業務執行者でないこと。
- (3) 当社が主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）である会社の業務執行者でないこと。
- (4) 当社または当社子会社の主要な取引先（過去3事業年度平均における当社または当社子会社への取引の対価の支払額が、過去3事業年度平均における当社の連結売上高の2%を超える取引先）またはその業務執行者でないこと。
- (5) 当社または当社子会社を主要な取引先とする者（過去3事業年度平均における当社または当社子会社からの取引の対価の受取額が、過去3事業年度平均におけるその者の連結売上高の2%を超える取引先）またはその業務執行者でないこと。
- (6) 当社が借入を行っている主要な金融機関（過去3事業年度の連結借入金期末残高の平均が、過去3事業年度の期末連結総資産の平均の2%を超える金融機関）の業務執行者でなく、かつ、過去3年間にいてもその業務執行者でなかったこと。
- (7) 当社から、取締役・監査役報酬以外に、多額の金銭その他の財産（過去3事業年度平均において、個人は1千万円、その者が所属する法人等の団体が受領する場合は、過去3事業年度平均における当該団体の総収入の2%を超える額）を受領する弁護士・公認会計士・税理士・その他コンサルタントまたは研究者・教育者でないこと。
- (8) 当社または当社子会社の業務執行者（重要な者に限る）の近親者（配偶者、2親等以内の親族、または同居親族）でないこと。
- (9) 上記(1)～(8)の他、取締役会が、当社の独立社外役員としての独立性に疑義がなく、かつ、一般株主と利益相反のおそれがないと合理的に判断した者であること。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

経営の迅速な意思決定・監督機能と執行機能を明確化することで双方の機能を強化し、経営戦略の構築力・実現力の向上を図るためには、取締役会での実質的な審議の確保が図られる必要があります。また、当社は化学品・機能性材料・農業化学品・医薬品等の多様な分野の事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、取締役会全体としての知識・経験・能力等のバランスと、ジェンダーおよび国際性の面を含む多様性を確保することが必要であると考えております。また、多様性の観点から、特定の性別・国籍・出身国・人種・民族であることを理由に取締役候補の対象外とすることはありません。そのため、当社取締役会は、性別・国籍・人種等を問わず、当社の多様な事業分野の経営に精通し、または経営管理等について専門能力・知見等多様な経験等を有する複数名の社外取締役を含む12名以内の取締役で構成することとしております。

なお、現在は、取締役9名（独立社外取締役3名を含む）で構成されております。国際的な事業展開における豊富な知識・経験・能力を備え、多様性に富んだ構成となっており、実効性のある取締役会として十分に機能していると考えております。

【補充原則 4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況】

当社の取締役・監査役における他の上場会社の役員兼任状況は、次の通りです。

・大江忠社外取締役

株式会社丸井グループ社外監査役（2020年6月29日開催予定の同社定時株主総会において退任予定）、ジェコー株式会社社外取締役

・片岡一則社外取締役

ナノキャリア株式会社社外取締役（2020年6月26日開催予定の同社定時株主総会において就任予定）

・片山典之社外監査役

株式会社リブセンス社外監査役

【補充原則 4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

(1) 分析・評価の視点および方法

当社は、当社取締役会の主要な役割・責務を、1)持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた戦略の構築およびその実行の推進、2)内部統制システムやリスクマネジメント体制等、経営陣によるリスクテイクを支える環境の整備、3)経営の迅速な意思決定・監督機能と執行機能の明確化による双方の機能の強化、4)社外役員を選任して外部の視点から経営の監視監督を行うこと等により経営の透明性、健全性、客観性を一層高めること、と捉えて、その役割・責務を果たしているかについて毎年分析・評価（以下、「実効性評価」といいます）を実施します。

当社は、2015年度から実効性評価を毎年実施しており、実効性評価の中立性、客観性を確保するために、数年毎に、当社と利害関係のない外部機関を活用した第三者評価を実施することとしております。第三者評価は直近では2017年度に実施しており、2019年度における実効性評価は、当社取締役会が自己評価を行う「自己評価」方式で実施しました。

評価手法は、すべての取締役および監査役が回答するアンケート形式であり、5段階評価と自由記述を組み合わせることで、定量的評価と定性的評価の2つの側面から、現状の把握と課題の抽出を図りました。なお、質問票の回収および集計を外部機関に委託し匿名性を確保することで、自己評価の充実を図りました。

質問票の回答結果を踏まえて、2020年3月に意見交換会（独立役員全員（社外取締役3名と社外監査役2名（うち1名常勤））、社長、副社長および取締役経営企画部長）で課題・対応策について議論および分析・評価を行い、その分析・評価結果を同年5月の取締役会で審議、確認しました。

(2) 2019年度の実効性評価の結果の概要

2019年度の実効性評価の結果として、当社の取締役会は、その主要な役割・責務を果たしているという観点からは、全体として概ね適切に運営されていること、2018年度の実効性評価で認識された課題（ ）に基づく改善策も概ね実施されていることから、実効性は確保されていると評価、確認しました。

2018年度の実効性評価で認識された課題

i) 指名・報酬諮問委員会を活用しながら、以下について検討する。

ii) 会社業績を経営陣の報酬・人事に適切に反映させるための仕組みをつくる。

iii) 経営陣幹部の後継者計画の策定・運用に主体的に関与し、後継者候補の育成を適切に監督するとともに、その他の取締役および執行役員を

含めた育成計画を説明、議論する場を設ける。

2)限られた時間内で決議事項の審議を深めるために、取締役および監査役に対する事前の情報提供および情報の共有化の更なる工夫により、各取締役、監査役が十分な時間をかけて検討できる仕組みづくりを検討する。

3)取締役会で承認された投資案件については、定期的にその投資効果を検証し、その検証結果を取締役会で報告する仕組みづくりを検討する。

(3)今後の改善点

今回の議論を通じ、さらに取締役会の実効性を高めていく観点から、以下の事項を課題として認識し、改善に取り組むことを確認しました。

(1)経営陣の報酬・人事や後継者計画に関して取締役会の監督機能を高めるために、指名・報酬諮問委員会における審議内容について取締役会との情報共有を拡充する。

(2)取締役会構成員の多様性(特にジェンダーの視点)に関して、取締役会全体での議論を深める。

(3)取締役(特に社外取締役)および監査役と共有する情報(取締役会付議案件)の質・量・分かり易さのより一層の工夫により、意思決定プロセスの実効性を確保する。

なお、2019年度の実効性評価の結果の概要は、当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp/news_release/news/n2020_06_12.pdf)に掲載しております。

今回の評価結果を踏まえ、取締役会の議論をさらに深めるとともに、今後も実効性を高める施策を実行、その改善状況を実効性評価で定期的に把握し、取締役会の実効性の更なる向上を図り、持続的成長と企業価値の向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすために、その就任時に、取締役に対して、役員として遵守すべき法的な義務・責務等について外部専門家による研修を行っております。また、就任後は、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要な研修を実施し、トレーニング等の機会を継続的に提供・斡旋しております。具体的には、外部専門家によるガバナンスをテーマとした研修を2020年1月に実施しております。

さらに、社外役員に対しては、当社グループの経営戦略や事業の内容・事業の状況等の理解を深めるため、就任時に事業、組織について説明し、就任後も適宜、事業課題等について必要な情報提供を行うとともに、工場・研究所等の視察、社内会議等への参加の機会を提供しております。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、全てのステークホルダーから信頼される「人類の生存と発展に貢献する企業グループ」の実現に総力をあげて取り組んでおります。この取組みの一環として、当社は、株主を含むステークホルダーとの対話を重視し、適切に情報を開示いたします。

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関するその他の方針は、以下のとおりです。

(1) 株主との対話全般の統括および建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

株主・機関投資家の皆様との対話全般を統括し、建設的な対話を実現するため、CFO・財務部担当役員(取締役副社長)およびIR担当部署(財務部)を設置しております。

(2) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

株主・機関投資家の皆様との建設的な対話を促進し、投資判断に必要な情報を適時、公正公平にかつ継続して提供するため、IR担当部署(財務部)、SR担当部署(経営企画部)、CSR・広報担当部署(経営企画部)が連携して、適時開示等の情報提供を適切に実施するよう努めております。

(3) 個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み

国内においては、取締役社長による経営計画の説明会、CFO・財務部担当役員(取締役副社長)による毎四半期決算の説明会(テレフォンカンファレンス含む)を実施しております。これに加えて、毎年、米国・欧州・アジア等で開催される証券会社等主催のコンファレンス等にCFO・財務部担当役員(取締役副社長)が参加し、直接海外機関投資家の皆様と対話するよう努めております。

また、上記説明会資料(英文含む)および音声配信(英訳含む)を当社ホームページ等に掲載し、株主の皆様提供することとしております。

(4) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

株主・機関投資家の皆様との対話において把握される株主・機関投資家の皆様のご意見、ご懸念等は、定期的に、取締役会等に報告され、その後のIR・SR施策および株主・機関投資家の皆様との対話に活かしていくこととしております。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

対話に際してインサイダー情報を伝達することがないよう社内規則(インサイダー取引管理規則等)に従い適切な対応に努めることとしております。

* SR: Shareholder Relations

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	26,563,200	18.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,288,100	8.44
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	7,276,400	5.00
農林中央金庫	4,800,000	3.30
日産化学 取引先持株会	3,901,400	2.68
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	2,679,400	1.84
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,356,766	1.62

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,215,500	1.52
小野薬品工業株式会社	1,983,000	1.36
日産化学従業員持株会	1,868,800	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

(1) 上記のほか、当社は自己株式356千株を保有しております。

(2) 2017年11月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ブラックロック・ジャパン株式会社およびその共同保有者が2017年10月31日現在で9,268千株(株券等保有割合6.14%)の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては各社の2020年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(3) 2018年10月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャルグループおよびその共同保有者が2018年9月24日現在で7,615千株(株券等保有割合5.11%)の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては各社の2020年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(4) 2019年5月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村アセットマネジメント株式会社およびその共同保有者が2019年4月30日現在で14,821千株(株券等保有割合9.95%)の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては各社の2020年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(5) 2019年8月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者が2019年7月31日現在で13,657千株(株券等保有割合9.23%)の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては各社の2020年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(6) 2020年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社みずほ銀行およびその共同保有者が2020年3月13日現在で12,922千株(株券等保有割合8.85%)の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては各社の2020年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大江忠	弁護士											
大林秀仁	他の会社の出身者											
片岡一則	学者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大江忠	○	独立社外取締役の大江忠氏は、大江忠・田中豊法律事務所の弁護士です。同事務所と当社との間には取引実績はありません。	弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびにこれまで社外取締役または社外監査役として複数の会社経営に関与された経験を有しており、社外取締役にふさわしいと判断したためです。また、同氏は経営陣と利害関係を有せず一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

大林秀仁	○	独立社外取締役の大林秀仁氏は、株式会社日立ハイテク名誉相談役です。当社は、同社との間で分析装置の購入等の取引を行っておりますが、規模・性質（過去3事業年度平均において、同社の売上収益の0.1%未満）に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	多様な事業をグローバルに展開する企業グループの経営経験者として、豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役にふさわしいと判断したためです。また、同氏は経営陣と利害関係を有せず一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
片岡一則	○	社外取締役候補者の片岡一則氏は、公益財団法人川崎市産業振興財団副理事長、同財団ナノ医療イノベーションセンター センター長および東京大学名誉教授・特任教授です。当社は、同大学との間で試験委託等の取引を行っておりますが、規模・性質（過去3事業年度平均において、同大学の経常収益の0.1%未満）に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、公益財団法人川崎市産業振興財団と当社との間には取引実績はありません。	工学博士としての専門性に加えて、豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役にふさわしいと判断したためです。また、同氏は経営陣と利害関係を有せず一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、取締役の指名、報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、取締役会の下にその諮問機関として、2019年4月1日から「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。指名・報酬諮問委員会が指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の決議により選定される委員3名以上で構成され、独立社外取締役が委員の過半を占める体制としております。委員長は、委員の中から同委員会の決議により、取締役社長が選定されております。なお、指名・報酬諮問委員会には事務局を設置しており、経営企画部がこれにあたっております。2020年6月25日現在の指名・報酬諮問委員会の委員長および委員は以下のとおりです。

- ・委員長：木下小次郎（取締役社長）
- ・委員：大江忠（独立社外取締役）
- ・委員：大林秀仁（独立社外取締役）
- ・委員：片岡一則（独立社外取締役）

指名・報酬諮問委員会は、取締役・監査役候補者や経営陣幹部の指名、経営陣幹部の後継者計画および取締役の報酬などにつき、取締役会の諮問に応じて審議し、その内容を取締役会へ答申します。2019年度は2019年4月、6月、11月、12月、2020年1月の5回開催し、各回に委員長・委員の全員が出席しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・監査役、会計監査人、内部監査部門、社外取締役、子会社の監査役等は、それぞれ定期的にまたは必要に応じて意見交換を行うなど連携を図っております。
- ・監査役・社外取締役が必要と考える場合、会社の費用において、外部の専門家の助言を得ることができます。

・監査役・社外取締役の指示を受けて会社の情報を的確に提供できるよう監査役付および経営企画部等が、適宜社内または子会社等との連絡・調整にあたっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木規弘	他の会社の出身者													
竹本秀一	他の会社の出身者													
片山典之	弁護士													

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木規弘	○	社外監査役の鈴木規弘氏は、当社の借入先である農林中央金庫の出身です。当社が公表している独立性判断基準に照らして、同金庫は主要な金融機関に該当しますが、同氏は現在および過去3年間に於いて同金庫の業務執行者ではなかったことから、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており社外監査役にふさわしいと判断したためです。また、同氏は経営陣と利害関係を有せず一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
竹本秀一	○	社外監査役の竹本秀一氏は、当社の借入先であるみずほフィナンシャルグループの出身です。当社が公表している独立性判断基準に照らして、株式会社みずほ銀行は主要な金融機関に該当しますが、同氏は現在および過去3年間に於いて同グループの業務執行者ではなかったことから、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており社外監査役にふさわしいと判断したためです。また、同氏は経営陣と利害関係を有せず一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
片山典之	○	独立社外監査役の片山典之氏は、シティ・ユーワ法律事務所のパートナー弁護士です。同事務所と当社との間には取引実績はありません。	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、社外監査役にふさわしいと判断したためです。また、同氏は経営陣と利害関係を有せず一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	6名
------------------------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）の業績連動型株式報酬を導入しております。

また、取締役会の下にその諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置しており、取締役の報酬の額、決定方法について独立社外取締役の関与・助言を得ております。指名・報酬諮問委員会は、取締役会の決議により選定される委員3名以上で構成され、独立社外取締役が委員の過半を占める体制としております。なお、委員長は、委員の中から同委員会の決議により、取締役社長が選定されております。

当社の業績連動型株式報酬制度は、当社役員に対して親会社株主に帰属する当期純利益（対前年度増減率および対前年度増減率の過去3年平均）、EBITDA（対前年度増減率）、ROE（当年度実績）、当社株価とTOPIXの対前年度騰落率の比較に応じてポイントを付与し、その累計ポイント相対分の報酬等を退任時に支給する制度であり、ポイント付与の有無およびその付与数は事業年度毎に決定します。

なお、業績連動型株式報酬に係る指標を選択した理由は、以下のとおりです。

- (1) 親会社株主に帰属する当期純利益（対前年度増減率および対前年度増減率の過去3年平均）
：会社の最終損益であり、短期・中長期ともに意識すべき指標であるため
- (2) EBITDA（対前年度増減率）
：当社は将来の成長のための設備投資・研究開発投資を重視しており、営業利益に減価償却費およびのれんの償却費を加えたEBITDAで業績評価をおこなうことが適切であると考えているため
- (3) ROE（当年度実績）
：当社はROEを最重要の経営指標としていることから、本制度においても業績評価指標とすることが適切であると考えているため
- (4) 当社株価とTOPIXの対前年度騰落率の比較（当社株価騰落率 - TOPIX騰落率）
：株価は中長期的視点による市場からの期待として価格形成されるものと認識しており、経営に携わる者として意識すべき指標であると考えているため

業績連動型株式報酬の額の決定方法については、本報告書後記の「 - 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2019年度において取締役に支払った報酬

取締役9名、329百万円

（注）上記報酬の額の記載には、社外取締役を除く取締役6名への株式報酬に係る2019年度（第150期事業年度）の費用計上額11百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役の報酬を決定するに当たっての方針

当社は、取締役会決議により「取締役の報酬を決定するに当たっての方針」を以下のとおり定めております。

取締役の報酬については、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるよう取締役が継続的かつ中長期的な業績向上を図り当社グループ全体の価値の増大に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し適切な水準を定めることを基

本とする。

2. 報酬体系

(1) 取締役の報酬は、金銭報酬(年額固定)と業績連動型株式報酬から構成される体系としております。このうち、金銭報酬は、基本報酬と従業員賞与の変動等を考慮して定める業績報酬とに分かれております。なお、社外取締役については、その役割と独立性の観点から業績連動型株式報酬はなく、金銭報酬のうちの基本報酬のみとしております。

(2) 取締役(社外取締役を除く)の業績連動型株式報酬については、当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入しております。

3. 報酬決定の手続き

(1) 取締役の金銭報酬については、株主総会の決議により決定された報酬総額の上限額の範囲内で、取締役会の授権を受けた代表取締役が決定しております。

(2) 取締役の業績連動型株式報酬については、親会社株主に帰属する当期純利益(対前年度増減率および対前年度増減率の過去3年平均)、EBITDA(対前年度増減率)、ROE(当年度実績)、当社株価とTOPIXの対前年度騰落率の比較に応じてポイントを付与し、ポイント付与の有無およびその付与数は事業年度毎に所定の算定方法に基づいて決定されます。なお、その累計ポイント相当分の業績連動型株式報酬は取締役の退任時に支給します。

(3) 当社では、取締役会の下にその諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。「取締役の報酬を決定するに当たっての方針」等の方針の制定・変更・廃止の場合、また取締役の金銭報酬の決定にあたっては水準の妥当性および決定プロセスの客観性、透明性を確保するため、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経ることとしております。指名・報酬諮問委員会は、取締役会の決議により選定される委員3名以上で構成され、独立社外取締役が委員の過半を占める体制としております。

なお、2019年度(第150期事業年度)における取締役の金銭報酬は、2019年6月26日開催の取締役会において授権を受けた代表取締役が、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経た後に決定しております。また、2020年度(第151期事業年度)における取締役の金銭報酬は、2020年6月25日開催の取締役会において授権を受けた代表取締役が、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経た後に決定いたします。

(4) 監査役の報酬については、株主総会の決議により決定された報酬総額の上限額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

(5) 取締役の金銭報酬に関する限度額は、2009年6月25日開催の第139回定時株主総会において、月額45百万円以内と決議しております。業績連動型株式報酬制度の導入は、2019年6月26日開催の第149回定時株主総会において決議しております。また、監査役の報酬に関する限度額は、2009年6月25日開催の第139回定時株主総会において、月額10百万円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

1. 社外取締役(3名)のサポート体制

・社外取締役は、取締役会等に出席し、経営方針、経営改善等に適宜助言を行うとともに、監査役等との連携を確保しつつ、経営の監督等を行っております。

・取締役会に付議される議案等の内容について経営企画部等が事前に説明するとともに、問い合わせ窓口となっております。

2. 社外監査役(3名)のサポート体制

・監査役の要請によりその職務が効率的かつ円滑に遂行できるよう補助すべき使用人として監査役付を置き、監査の補助および情報の収集伝達等を行っております。

・社外監査役のうち、2名は常勤監査役であり、他の社内監査役(常勤)と交代で経営会議、CSR委員会、リスク・コンプライアンス委員会等に出席するほか、経営会議等経営上の重要事項に関する報告を受けるなど、社内監査役と同等の情報伝達を受けております。

・取締役会に付議される議案等の内容について、監査役付が社外監査役へ事前に説明するとともに、問い合わせ窓口となっております。

・社外監査役3名は、取締役会等に出席し、経営方針、経営改善等に適宜助言を行うとともに、経営の監督等を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

当社において過去に代表取締役社長等であった者が、当社において現在相談役・顧問等の何等かの役職についているという実態はありません。定款において、取締役会決議により相談役を置くことができる旨を定めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

1. 業務執行および監督

当社は、経営の迅速な意思決定・監督機能と執行機能を明確化することで双方の機能を強化し、経営戦略の構築力・実現力の向上を図るとともに、取締役と執行役員の任期を1年とすることにより、経営責任および業務執行責任を明確化しております。

2. 取締役会

当社の取締役会は、9名(うち社外取締役3名)の取締役で構成し、原則として毎月1回開催し、経営に関する重要事項を決議するとともに、取締役および執行役員の業務執行を監督しております。経営に関する重要事項につきましては、取締役会または経営会議において慎重に審議し決定することで、事業リスクの排除・軽減に努めております。2019年度は12回開催し、取締役鈴木周氏が4月23日開催の取締役会に業務上の理由

により欠席した以外、各回に取締役の全員が出席しました。また、2020年度は6月25日現在で2020年5月、6月の2回開催し、取締役の全員が出席しました。

また、取締役会の監督機能を充実すべく、経営会議において決定した内容および取締役会等での決定に基づく業務執行の結果については、取締役会に報告しております。さらに、取締役会全体の実効性評価を毎年度行うことで、取締役会の役割・責務の遂行について実効性の確保・改善に努めることとしております。

3. 監査役会

当社の監査役会は、4名(うち社外監査役3名)の監査役で構成しております。監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき、取締役会はもとより、その他重要な会議への出席、本社各部門、各箇所を定期的に訪問して意見交換を実施すること等により、取締役の業務執行について監査を行っております。なお、常勤監査役鈴木規弘氏および同竹本秀一氏は金融機関における長年の経験があり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の指名、報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、取締役会の下にその諮問機関として、2019年4月1日から「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。なお、同委員会の活動状況については、本報告書前記の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項(取締役関係)指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」をご参照ください。

5. 会計監査

八重洲監査法人を1975年度(第106期事業年度)から会計監査人に選任しており(継続監査年数45年間)、各期末に限らず、期中においても適宜監査を受けております。

2019年度において当社の監査業務を執行した公認会計士は、齋藤勉、白濱拓および廣瀬達也の3名であり、当該監査業務に係る補助者の構成は公認会計士7名、日本公認会計士協会準会員1名、米国公認会計士1名であります。

6. 内部監査

当社は、内部監査部を設置し、公正かつ独立の立場で当社グループを対象とした内部監査を実施しております。内部監査の結果については、取締役社長および担当役員に報告するとともに、取締役会に報告しております。また、会計監査人および監査役と情報を共有し、意見交換を中心に連携を行っております。

7. リスクマネジメント体制およびコンプライアンス推進体制

当社は、リスクマネジメント活動の実効性をより高めるとともに、コンプライアンスを維持向上、推進するための機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。本委員会は取締役会が指名するチーフ・リスクマネジメント・オフィサー(CRO)を委員長として、CROが指名する各部門・箇所および国内連結子会社のリスク・コンプライアンス責任者により構成されております。

リスクマネジメントおよびコンプライアンス推進に関する重要事項、対策計画等は、本委員会の審議を経て取締役会の決議により決定しております。2018年度に選定した13項目の「グループ重要リスク」については、2019年度を初年度とするリスク対策3ヵ年計画を立案の上、PDCA管理を着実に実施しております。

(2) 監査役の機能強化に関する取組状況

監査役の機能強化につきましては、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外監査役の選任状況」および「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」をご参照下さい。

(3) 責任限定契約の概要

当社と取締役大江忠氏、同大林秀仁氏、同片岡一則氏および監査役片山典之氏との間では、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額とする契約(会社法第427条第1項に規定する契約)をそれぞれ締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、経営の効率性および健全性を向上するために現在の体制を採用しております。

また、社外監査役(3名、うち2名常勤)の監査により、客観的・中立的な経営の監視が十分に機能しております。

さらに、社外取締役を3名選任しており、外部の視点から経営の監視監督を行うことおよび第三者の知見を加えることで、経営の透明性、健全性、客観性を一層高めてまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	・株主の皆様には議案の検討を十分にいただけるよう招集通知の発送早期化に努め、第150回定時株主総会開催日(2020年6月25日)の22日前となる2020年6月3日に発送を行いました。 ・あわせて招集通知を総会開催日(2020年6月25日)の28日前となる2020年5月28日に当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)に掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の皆様との建設的な対話を促進するため、いわゆる第1集中日は避けております。第150回定時株主総会は、2020年6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権を行使できる環境を株主様に提供しております。その行使方法等につきましては、招集通知においてご案内しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	・(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。 ・招集通知を、当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)に掲載しております。
招集通知(要約)の英文での提供	・英文の招集通知(要約)を当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)に掲載しております。
その他	・株主の皆様の便宜を図るため、当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)に、招集通知・決議通知・臨時報告書(議決権行使結果)等を掲載しております。 ・株主総会会場では映像や音声を用いて事業の報告や議案の説明を行うなど株主の皆様理解を深めていただく工夫を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ディスクロージャーポリシーの内容につきましては、当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	CFO・財務部担当役員(取締役副社長)による個人投資家向け説明会を開催し、使用した資料とともに、音声配信を当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)で公開しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	取締役社長による経営計画、CFO・財務部担当役員(取締役副社長)による毎四半期決算の説明会(テレフォンカンファレンス含む)の様子について、説明会資料とともに、音声配信と質疑応答要旨を当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)で公開しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	CFO・財務部担当役員(取締役副社長)が、毎年、米国・欧州・アジア等で開催される証券会社等主催のコンファレンス等に参加し、直接海外投資家への説明および意見交換を実施しております。また、経営計画、毎四半期決算の説明会(テレフォンカンファレンス含む)の様子について、説明会資料(英文含む)とともに、音声配信(英訳含む)と質疑応答要旨(英文含む)を当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)で公開しております。	なし

IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)に下記資料を掲載しております。 * 企業理念、コーポレートビジョン、CSR基本方針 * 決算情報(決算短信、決算説明資料、有価証券報告書等) * 決算情報以外の適時開示資料 * コーポレート・ガバナンスの状況(含むコーポレートガバナンス報告書) * 株主総会招集通知、決議通知、株主総会説明資料、臨時報告書 * 株主通信(ビジネスレポート) * 経営計画 * CSR情報(含む統合レポート) * 株主還元(配当政策)など
IRに関する部署(担当者)の設置	・株主・機関投資家の皆様との建設的な対話を実現するため、CFO・財務部担当役員(取締役副社長)およびIR担当部署(財務部)を設置しております。 ・株主・機関投資家の皆様との建設的な対話を促進し、投資判断に必要な情報を適時、公正公平にかつ継続して提供するため、IR担当部署(財務部)、SR担当部署(経営企画部)、CSR・広報担当部署(経営企画部)が連携して適時開示等、適切に開示するよう努めております。
その他	・対話等において把握される株主・機関投資家の皆様のご意見・懸念は、定期的に、取締役会等で報告されるようにしております。 ・株主・機関投資家の皆様との対話に際しては、社内規則(インサイダー取引管理規則等)に従い適切な対応に努めております。 ・定期的に株主判明調査を実施し、株主構造の把握および議決権行使結果の分析に努め、その後の株主・機関投資家の皆様との対話に活かしております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーを「お客様、株主・投資家、従業員、地域・社会、取引先」と定義し、すべてのステークホルダーの期待に応え、信頼を高めていくために、CSR基本方針として以下を定めております。 1. 法令を遵守し、国際社会の一員として良識ある事業活動を行います 2. 有用で安全な商品とサービスを提供し、企業価値の増大を図ります 3. 無事故・無災害、そして地球環境の保全に積極的に取り組みます 4. ステークホルダーとの対話を重視し、適切に情報を開示します 5. 従業員の個性と人格を尊重し、健康を推進するとともに、明るく働きやすい職場を作ります 6. よき企業市民、よき社会人として行動します
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「優れた技術と商品・サービスにより、環境との調和を図りながら、社会に貢献する」という企業理念を事業活動の基本とし、その実践こそがCSR活動であると認識しております。CSR委員会、リスク・コンプライアンス委員会、環境安全・品質保証委員会が連携し、CSR活動の推進強化を図っております。 当社は、「レスポンシブル・ケアに関する基本方針」を定め、化学物質の開発から廃棄に至る全ての過程におけるEHS(環境・健康・安全)の確保、継続的改善に努めています。加えて、「日産化学生物多様性行動指針」を定め、環境保全活動を強化しております。 当社は、2018年に国連グローバルコンパクトに参加しております。人権、労働、環境、腐敗防止の4分野における10原則を支持する姿勢を明確にするため、2019年に労働を含む「人権方針」、「腐敗防止方針」を策定しており、社員を含む全てのステークホルダーに向けて取組みを推進していきます。 また、当社は、コーポレートビジョン『人類の生存と発展に貢献する企業グループ』に基づき、積極的に社会に参画し、その健全かつ持続的な発展に貢献するため、「社会貢献方針」を定めています。 当社の環境保全活動、CSR活動等の実施内容につきましては、統合レポート等で報告するとともに、当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)に掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーとの対話を重視し、CSR基本方針およびディスクロージャーポリシーに基づき、適切に情報を開示します。
その他	当社は、従業員の健康が「健全な企業の成長を支える基盤」と考え、従業員の健康の保持・増進を目的に、「健康基本方針」を策定しております。「健康基本方針」については、当社ホームページ(https://www.nissanchem.co.jp)に掲載しております。 従業員の健康づくりの取り組みの成果として2017年から4年連続で「健康経営優良法人(ホワイト500)」に認定されております。 また、当社は、ワーク・ライフ・バランスを図るため、時間外労働削減や年次有給休暇の取得促進、時間単位年休の導入、法定を上回る短時間勤務制度の導入などに取り組んでいるほか、全管理職を対象とした研修を実施するなどハラスメント対策にも努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社および当社の子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・当社は、「取締役会規則」その他関連社規(会社の業務に関する規則)に基づき、経営意思決定の迅速化ならびに経営責任および業務執行責任の明確化を図るとともに、独立性の高い社外役員を置く(取締役会および監査役会のもと、経営の監視機能、リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制および内部統制システムの強化を推進する。
・当社は、「CSR基本方針」のもと、CSR委員会、リスク・コンプライアンス委員会、環境安全・品質保証委員会を設置、各委員会が連携し、企業の存続および健全な発展に必要な業務等の改善を図り、ステークホルダーからの信頼を最大限に確保する。
・当社および当社の子会社を対象とした「コンプライアンス規則」を策定し、役員・社員等が事業活動に関わるあらゆる法令および社規を遵守すること、ならびに事業活動を行ううえで社会規範に従うことを徹底する。
・取締役会の指名を受けたチーフ・リスクマネジメント・オフィサー(CRO)が、当社および当社の子会社のコンプライアンス全般を統括する。
・内部通報制度を設け、日常的に法令を遵守する。
・反社会的勢力とは一切関係をもたないこととし、不当な要求を受けた場合、外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応する。
・内部監査部は、「内部監査規則」に基づき、公正かつ独立の立場で、コンプライアンスを目的の一つとした内部統制の整備状況および運用状況につき監査を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
・当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、「情報管理規則」等社規に則り保存および管理を行う。
・経営企画部担当役員を情報統括責任者(Chief Information Officer; CIO)とし、CIOは情報管理ならびに個人情報および特定個人情報等の保護全般を統括する。
- (3) 当社および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社および当社の子会社を対象とした「リスクマネジメント規則」を策定し、事業目的の達成を阻害するリスクの発現の抑止および発現の際の影響の極小化を図る。
・取締役会の指名を受けたチーフ・リスクマネジメント・オフィサー(CRO)が、当社および当社の子会社のリスクマネジメント全般を統括する。
・「日産化学グループ 危機・緊急事態対応指針」を定め、危機・緊急事態発生時にはCRO指揮のもと、被害・影響の拡大防止および早期復旧・事業継続に努める。
・「事業継続計画(Business Continuity Plan; BCP)策定指針」に、BCP策定の基本を定める。
・当社および当社の子会社を対象とした「レスポンスブル・ケア管理規則」を策定し、全ての事業活動にかかわる環境保全、保安防災、労働安全衛生、化学品・製品安全および物流安全の確保とその向上を図る。
- (4) 当社および当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定・監督機能と執行機能を明確化することで双方の機能を強化し、経営戦略の構築力・実現力の向上を図る。
・経営に関する重要事項は、「取締役会規則」、「経営会議規則」等社規に則り取締役会、経営会議で決定する。
・取締役会および経営会議の決定に基づき、執行役員が業務を執行する。
・取締役会は、決定した重要事項の進捗状況等、取締役および執行役員の業務執行状況を監督する。社外取締役の選任により、取締役会の監督機能を強化する。
・「関係会社管理規則」において、子会社に対する全般的な管理方針について定め、企業グループとして経営の健全性を高める。
- (5) 当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・「関係会社管理規則」等社規に則り、子会社は、業務の執行について当社に報告し、当社は、子会社の経営の自主性を尊重しつつ、健全な業務の遂行に資する必要な助言と指導を行う。
・当社の取締役または従業員が、子会社の取締役または監査役を兼務し、子会社を監督・監査する。
・当社は、子会社に対し当社の内部統制システムに準拠することを求めるとともに、内部監査部が監査を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項およびその従業員の取締役からの独立性に関する事項
・当社は、監査役の要請によりその職務を補助すべき従業員を置く。当該従業員が監査役の職務を補助する際は、取締役および上位職位者の指示命令を受けないものとする。また取締役および上位職位者からの独立性を確保するため、当該従業員の監査役補助者としての任命、異動の決定には、監査役会の事前の同意を得る。
- (7) 当社および当社の子会社の取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・監査役は、取締役会、CSR委員会、リスク・コンプライアンス委員会他重要な会議に出席することができる。
・当社および当社の子会社の取締役および従業員は、取締役会・経営会議等での決定に基づく業務執行の結果のうち、重要なものについては、監査役に報告する。また、重大な法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役の監査が実効的に行われるため、監査役は、会計監査人、取締役、内部監査部および子会社の監査役等と、定期的に意見交換を行う。
・監査役がその職務について必要な費用の前払または償還等、費用または債務の処理を求めた場合には当社はこれを負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、CSR基本方針において、法令の遵守、社会規範の尊重を掲げるとともに、コンプライアンスを維持向上・推進する目的で策定し、当社および子会社の取締役および従業員に周知しているコンプライアンスマニュアルにおいて、反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持たないことを掲げている。

また、平素より反社会的勢力との関係を遮断するため、総務担当部署を対応統括部署とし、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努めるなど体制を整備している。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は買収防衛策を導入しておりません。当社株式に対する大規模買付行為が実施された場合には、株主の皆様の検討に必要な情報と時間の確保に努めるとともに、当社取締役会の意見等を開示し、関係法令に則り適切な措置を講じてまいります。今後とも、企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上に努めて参りたいと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、ステークホルダーとの対話を重視し、適切に情報を開示することをCSR基本方針に定めております。情報取扱責任者である経営企画部長が、重要事実等東京証券取引所の定める会社情報の適時開示を担当し、社内規則（インサイダー取引管理規則等）に従って、以下のとおり適時開示すべき情報を取扱います。

「1. 決定事実および決算に関する情報

決定事実および決算情報については、取締役会または経営会議で承認いたしますが、両会議とも経営企画部が事務局となり、経営企画部長は、当該情報を早期かつ正確に把握できる立場にあります。経営企画部長は、決定事実および決算情報の承認後、会社情報を遅滞なく開示いたします。

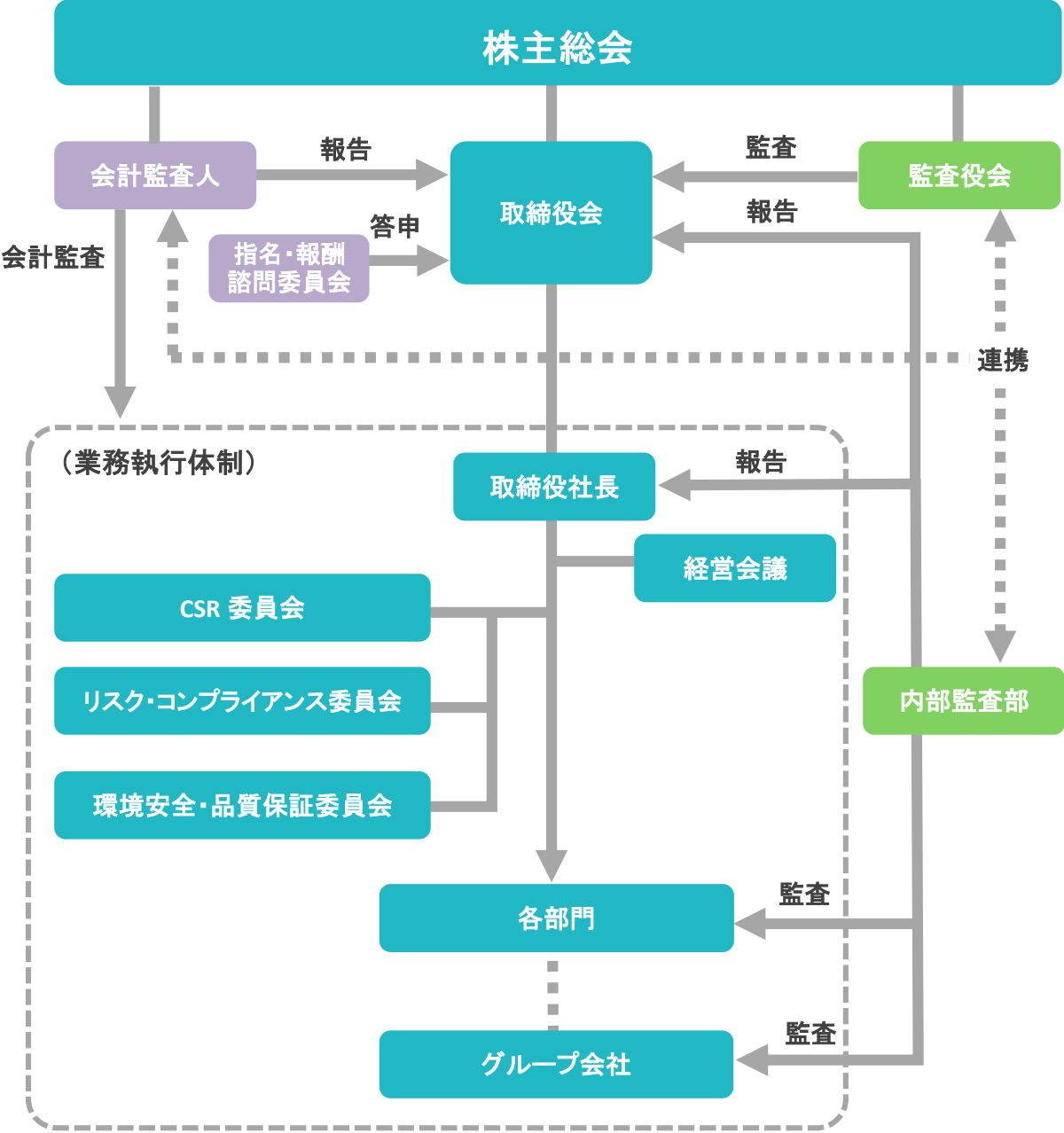
2. 発生事実および子会社に関する情報

当社に係る発生事実ならびに子会社に係る決定事実、発生事実および決算情報については、当社各部門および子会社の長から経営企画部長に直ちに報告されます。

経営企画部長は、集約された会社情報が、東京証券取引所適時開示規則等に基づき開示すべきと判断した場合、社長等に報告する一方遅滞なく開示いたします。」

また、当社ディスクロージャーポリシーの内容につきましては、当社ホームページ(<https://www.nissanchem.co.jp>)に掲載しております。

当社における会社の機関・内部統制等の関係



当社における会社情報の適時開示に係る体制

